

規約の一部改正について

国鉄労働組合同規約 <第7条 解釈> 地方本部の設置箇所について、以下の通り、一部改正を行うこととする。

国鉄労働組合同規約の一部改正

現 行	改 正
<p>(地方本部)</p> <p>第7条 組合に地方本部をおく。</p> <p>地方本部は、原則として各エリア内における団体交渉単位毎に設け、団体交渉の単位とし、中央本部・エリア本部の指示する事項の執行及び各々の地方内の諸問題について指令権をもつ決議執行の機関とする。</p> <p>但し、設置箇所は別に定める。</p> <p>2 組合員の地方本部所属は、当該区域の地方本部とする。</p> <p>なお、その所属は、会社機関及び組織の所在地・運営等の事情により変更することができる。</p> <p><第7条 解釈></p> <p>地方本部の設置箇所</p> <p>北海道エリア</p> <p>東日本エリア</p> <p><u>盛岡、秋田、仙台、新潟、高崎、水戸、千葉</u></p> <p><u>東京、長野</u></p> <p>東海エリア</p> <p>静岡、名古屋、新幹線</p> <p>西日本エリア</p> <p>北陸、近畿、<u>米子、岡山、広島</u></p> <p>四国エリア</p> <p>九州エリア</p> <p>※ 地方本部の再編は、エリア内において行うことができるが、その場合は、今日までの歴史的経緯を踏まえ、全国大会で承認を行う。</p>	<p><第7条 解釈></p> <p>地方本部の設置箇所</p> <p>北海道エリア</p> <p>東日本エリア</p> <p><u>東北、首都圏</u></p> <p>東海エリア</p> <p>静岡、名古屋、新幹線</p> <p>西日本エリア</p> <p>北陸、近畿、<u>中国</u></p> <p>四国エリア</p> <p>九州エリア</p>